

特別定額給付金 の申請はお済みですか？

特別定額給付金の申請には期限があり、期限を過ぎると受給できません。

お手元に申請書がある方は早めの申請をお願いします。申請書が届いていない方はお問い合わせください。

申請期限

令和2年 8月17日(月)

※当日消印有効



給付金のサギに注意！絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー



村や国、県が以下を行うことは絶対にありません！

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込を求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

お問い合わせ：恩納村特別定額給付金事業対策班 ☎961-0430

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う支援として保育料の免除及び補助について

恩納村では、保育所にお子さんを預けているご家庭への経済的な支援といたしまして、4月から9月までの保育料の免除又は補助を行うことと致しました。

①恩納村に直接保育料を納めている方(村立保育所・恩納村オーリーブ保育園・風の森保育園に在園している方)

6月からの保育料を徴収無しとし、すでにお支払いした保育料(4月・5月分)については、お返しいたします。還付請求の手続きが必要になります。役場から後日ご連絡いたします。

②施設に保育料を納めている方(村外認定こども園・家庭的保育事業所稲穂・村外小規模保育施設等)

施設からの徴収についてはお支払いいただき、その後支払ったことが分かる証明書(領収書や引落口座のコピーなど)を添付し、指定様式にて請求していただきます。

③村内外の認可外保育施設等へ通わせている方

0歳～2歳児の課税世帯で保育の必要性があると認められる方を対象に、施設へ保育料を支払ったことが分かる証明書(領収書や引落口座のコピーなど)を添付し、指定様式にて請求して頂きます。

※勤務証明書等の書類を提出する必要があります。

◆対象は保育料のみです。その他実費徴収分につきましては対象外となります。③に該当する方で「保育料」と「給食費や教材費など」を一括して徴収されている場合は、その内訳が分かる資料や施設への確認をお願いします。

お問い合わせ：福祉課 母子保健係 ☎966-1207

熱中症予防 × コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密(密集、密接、密閉)」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。



ひとり親世帯臨時特別給付金について

【基本給付】 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

給付金対象 (①～③のいずれかに該当する方)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

お問い合わせ：福祉課 ☎966-1207